(令和2年2月19日制定)

(趣旨)

- 第1条 この規程は、国立大学法人琉球大学組織規則第13条の2第2項の規定に基づき、 国立大学法人琉球大学(以下「本法人」という。)に置く監事候補者選考会議(以下「選 考会議」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。 (目的)
- 第2条 選考会議は、国立大学法人法に基づき文部科学大臣が行う本法人の監事の任命に際して、文部科学大臣が求めるところにより、本法人が次期監事候補者(以下「監事候補者」という。)を文部科学大臣に推薦するに当たり、本法人における監事に求める役割、人材像等(以下「求める人材像等」という。)を踏まえ、透明性のあるプロセスによって監事候補者の選考を行うことを目的とする。

(任務)

- 第3条 選考会議は、求める人材像等を定め、これに基づいて監事候補者選考を行う。 (組織)
- 第4条 選考会議は、次の各号に掲げる委員で組織する。
 - (1) 学長
 - (2) 学長が指名する理事 2人
 - (3) 学長が指名する学外有識者 2人
- 2 委員の任期は、監事候補者として選考した者が文部科学大臣から本法人の監事として任命される日をもって終了する。

(議長)

- 第5条 選考会議に議長を置き、前条の第1号の委員をもって充てる。
- 2 議長は、選考会議を招集し、その議長となる。
- 3 議長に事故があるとき又は欠けたときは、議長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

(定足数)

- 第6条 選考会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。 (守秘義務)
- 第7条 委員は、選考会議において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退 いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 選考会議の庶務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、選考会議の運営に関し必要な事項は、選考会議が 別に定める。 (改廃)

第10条 この規程の改廃は、役員会の議を経て学長が行う。

附則

この規程は、令和2年2月19日から施行する。